

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 25 日（金）第3198号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規	則	
○鹿児島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則（※）		（漁港漁場課取扱い） 1
	監 査 委 員 公 表	
○監査結果の報告に係る措置の公表		（監査委員事務局取扱い） 4
	公 安 委 員 会 規 則	
○警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則（※）		（警務課取扱い） 13
○鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（※）		（交通企画課取扱い） 14
	公 安 委 員 会 告 示	
○風俗営業に係る営業延長許容地域の指定の一部改正（※）		（生活安全企画課取扱い） 14

規 則

鹿児島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第14号

鹿児島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県漁港管理条例施行規則（昭和33年鹿児島県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「甲種漁港施設使用許可申請書（別記第5号様式）」を「次の各号に掲げる漁港施設の区分に応じ、当該各号に掲げる申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 高度衛生管理型荷さばき所 甲種漁港施設（高度衛生管理型荷さばき所）使用許可申請書（別記第5号様式）
- (2) 小型浮棧橋及び船舶保管施設 甲種漁港施設（小型浮棧橋・船舶保管施設）使用許可申請書（別記第5号様式の2）

第2条第7項第4号中「その他の」を「その他」に改める。

第4条第2号中「第4条」を「第6条各号」に改める。

第5条第2項中「振込金額」の次に「（枕崎漁港における高度衛生管理型荷さばき所については、国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）に基づく市町村交付金相当額を除いた額）」を加える。

別記第5号様式中「甲種漁港施設使用許可申請書」を「甲種漁港施設（小型浮棧橋・船舶保管施設）使用許可申請書」に、「甲種漁港施設を」を「甲種漁港施設（小型浮棧橋・船舶保管施設）を」に改め、同様式添付書類2中「当該」を「、当該」に改め、同様式を別記第5号様式の2とし、別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式（第2条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

甲種漁港施設（高度衛生管理型荷さばき所）使用許可申請書

次のとおり甲種漁港施設（高度衛生管理型荷さばき所）を使用したいので、鹿児島県漁港管理条例第4条の2第1項の規定により申請します。

漁 港 名	第 種 漁港
使 用 の 面 積	
使 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
施 設 使 用 の 理 由	
備 考	

- 添付書類 1 高度衛生管理型荷さばき所の平面図（使用場所を記入したもの）
2 その他知事が必要と認めるもの

別記第 7 号様式中

野 積 場	
件 数	金 額 (円)

を

高度衛生管理型荷さばき所		野 積 場	
件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)

に改

める。

別記第 8 号様式中

野積場等	野 積 場			
	漁 具 干 場			
	漁 港 施 設 用 地			

を

高度衛生管理型荷さばき所				
野積場等	野 積 場			
	漁 具 干 場			
	漁 港 施 設 用 地			

に改める。

別記第 9 号様式中「旅客待合所の利用」の次に「高度衛生管理型荷さばき所の使用」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県漁港管理条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 2 号

平成27年10月 9 日付け監査第65号の監査結果に基づき、平成28年 3 月 9 日付け財第136号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県監査委員 田中和彦
同 橋口和博
同 園田 豊
同 松田浩孝

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
本庁，地域振興局・支庁以外の出先機関		
総務部学事法制課	パソコンの物品事故により，損害が発生している。	1 再発防止の対策 ・委員監査（8月6日）後の8月18日の課内行事打合せ時に，パソコン等の物品の管理を徹底するよう周知を行った。 ・物品の取扱いに関して全員回覧を実施するとともに，11月18日の課内行事打合せ時に，改めて周知徹底を図った。
総務部市町村課	パソコンの物品事故により，損害が発生している。	1 再発防止の対策 物品の適正な使用，管理について，細心の注意を払うよう，課内の職員全員に周知を行うとともに，職場研修等で注意を喚起した。
総務部税務課	県税の収入未済額は，県全体で前年度より減少（収入歩合は増加）しているが，依然として多額となっている。	1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策 総務部長を本部長とし，各地域振興局・支庁の総務企画部長等からなる県税滞納縮減特別対策本部会議で決定した徴収対策に基づき，各地域振興局・支庁と一体となって，未収債権の解消及び滞納の未然防止を図るための各種施策を実施することにより，収入未済額の一層の縮減に取り組むこととした。 2 納税意識の高揚促進 各種の広報媒体を活用し，自主納付・納期内納付の促進等を図った。 3 滞納の未然防止 コンビニ・クレジット納付等の促進により，納税者の利便性向上を目的に納税環境を整備したほか，個人住民税については，市町村と連携し，個人住民税の特別徴収義務者の一斉指定を実施するなど，滞納の未然防止に努めた。 4 徴収体制の強化 個人住民税について，重点強化対策団体である鹿屋市を対象に，県税徴収対策官を大隅地域振興局に集中配置したほか，熊毛，大島地区については，特別滞納整理班と市町村と

		<p>の相互併任制度により、市町村と連携した徴収対策に取り組んだ。</p> <p>5 徴収強化対策の実施 自動車税について、「自動車税納税お知らせセンター」による電話での納税案内や、「県下一斉給与差押え徴収強化期間」を設け、給与等の差押えを計画的に実施するなど、時機を捉まえた徴収対策に取り組んだ。</p> <p>6 高額滞納者等への対応 県税の高額事案や倒産事案、その他徴収困難な事案については、鹿児島地域振興局の県税徴収対策官による搜索等の厳正な滞納処分を実施した。</p>
環境林務部環境林務課	<p>林業・木材産業改善資金貸付金償還金の収入未済額は、前年度より増加（収入歩合は減少）し、多額となっている。</p>	<p>1 延滞債権回収対策 ・借受者及び連帯保証人に対し、電話や訪問等による督促を行うとともに、債務者の相続人や担保物件に係る状況調査を行った。 ・分割償還している債務者、連帯保証人への増額要請、状況調査を行った。 ・不定期償還者への定期償還要請、状況調査を行った。</p> <p>2 新規延滞発生防止策等 ・今年度定期償還分について、支払期日前に電話連絡等を行い、期限内の納入を促した。 ・平成26年度新規貸付分について、1回目の償還前に訪問し、期限内の納入を促した。</p>
	<p>平成25年度に支払うべき、水俣病認定申請者眼科検診業務委託料を平成26年度に支払っているものがある。</p>	<p>1 再発防止の対策 未実施の検査項目が残っている場合でも、検診を実施した月ごとに請求を行うように取扱いを変更した。</p>
保健福祉部地域医療整備課	<p>消費税及び地方消費税の仕入控除税額に係る返還金の調定が3か月遅延しているものが複数ある。</p>	<p>1 再発防止の対策 平成26年度以前は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の受理後、返還金を3月補正予算に計上し、予算成立を待って調定処理を行っていたが、今後は、報告書の受理後、直ちに調定処理を行うこととした。</p>
保健福祉部健康増進課	<p>平成23年度、平成24年度及び平成25年度に支払うべき、感染症発生動向調査事業協力謝金（報償費）を平成26年度に支払っているものがある。</p>	<p>1 再発防止の対策 ・辞退した医療機関への支払については、直ちに行うこととした。 ・年度内の支払状況について記録をとるなど適正に把握することとした。 ・支払の際には、支払状況のリストとシステムの医療機関リストの照合及び支出伝票への添付により、係内のチェック体制を強化することとした。</p>
保健福祉部障害福祉課	<p>社会福祉施設整備費補助金により取得した施設の財</p>	<p>1 再発防止の対策 複数の職員で業務の進捗状況等を確認するなど、事務の遅滞がないよう業務管理の徹底</p>

	<p>産処分（転用）に係る納付金の調定が3か月遅延している。</p> <p>障害者福祉サービス指定事業者取消しに伴う障害者自立支援基盤整備事業補助金返還金の収入未済額は前年度と同額であり、依然として多額となっている。</p>	<p>を図ることとした。</p> <p>1 債権回収対策 当該NPO法人については現在活動停止状態であり、法人の資産と債務の状況を比較したところ、債務が大幅な超過状況であると推察される状況である。今後他債権者が法人不動産の競売を実施した場合に売却益に対する配当要求を的確に行うなど、債権回収に努めることとした。</p>
保健福祉部子ども福祉課	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済額は、県全体で前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。</p> <p>また、児童扶養手当返還金の収入未済額は、県全体で前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。</p>	<p>1 債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金 口座振替収納の促進や未収発生初期段階での償還督促、債務者の状況に応じた償還計画書の作成や分割納入の指導、貸付決定時における償還への意識高揚の徹底、連帯借受人である子どもへの指導等を行い、未収債権の解消に努めることとした。 ・児童扶養手当返還金 当該債権の多くが、受給資格を喪失（公的年金受給、婚姻等）したものの資格喪失届の提出遅れ等の理由により発生しているため、受給者に対しては、あらゆる機会を通じて、受給資格喪失の場合の手続きについての十分な説明を行うとともに、市町村等関係機関との連携を図り、債権発生未然防止に努めることとした。
保健福祉部薬務課	<p>血液教育事業業務委託において、予定価格が積算額より高くなっているものがある。</p>	<p>1 再発防止の対策 契約事務について、会計課の研修テキストを使用し職場研修を実施し、全ての職員に注意喚起した。</p>
商工労働水産部商工政策課	<p>行政代執行に係る弁償金の収入未済額は、前年度と同額であり、依然として多額となっている。</p>	<p>1 債権回収対策 法務局において、法人登記調査を行い法人の存在を確認するとともに、金融機関及び生命保険会社に対する債務者に係る財産調査を行った。</p> <p>また、債務者である法人の社長と面談を行い、債務についての確認を行うとともに、弁償金の納入について督促を行った。</p>
商工労働水産部経営金融課	<p>中小企業支援資金貸付金償還金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっ</p>	<p>1 債権管理体制の整備 債権管理マニュアルに基づき、債権を「正常債権A」から「回収不能債権F」までの6区分に分類し、これに対応した具体的な債権管理の方針を定めて債権の管理、回収に努めることとした。</p> <p>2 具体的な未収債権対策</p>

	いる。	主債務者等に対する徹底した償還督促や法的措置を実施した。
商工労働水産部 雇用労政課	ふるさと雇用再生特別基金事業業務委託に係る返還金等の収入未済額は、前年度と同額であり、依然として多額となっている。	1 債権回収対策 債務者の1人が出所したことから、生活状況等を確認しながら履行請求等を行うなどその解消に向けた取組を行った。 これまでも事業実施期間中の検査や完了検査を実施し、事業者への指導や事業内容の確認を行ってきたところであるが、今後とも市町村等と緊密に連携して、さらに事業実施状況の確認検査と指導の徹底を図り、再発防止に取り組むこととした。
商工労働水産部 水産振興課	沿岸漁業改善資金貸付金償還金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。	1 債権回収対策 債権管理マニュアルに基づき、債務者本人及び連帯保証人に対し、文書、電話、訪問等による督促を行うなど、未収債権の回収に努めた。 2 未収債権発生の未然防止対策 貸付審査時の審査厳格化や担保徴求による債権保全、借入後初めての償還期日が到来する者及び過去に延滞したことがある者に対する償還日到来の通知などにより未収債権発生の未然防止に努めた。
商工労働水産部 漁港漁場課	水産業使用料の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。	1 債権回収対策 債務者の経営状況の把握に努め、納入計画に基づく納入が履行されるよう引き続き電話、面談による指導を行った。
農政部農業経済課	農業改良資金貸付金償還金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。	1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策 借受者が資金導入に際して策定した経営改善計画が達成できるよう、各地域振興局・支庁及び農協が連携して、必要に応じ経営指導を行い、延滞発生の未然防止に努めている。 延滞者には文書督促や電話督促のほか、関係機関と連携し必要に応じて面談を実施している。また、資産調査等も実施し法的措置を検討するなど延滞解消に努めている。
農政部経営技術課	業務委託に係る履行確認を、年度を越えて行っているものがある。	1 再発防止の対策 課内職員に適正な事務処理について周知を図るとともに、会計書類については、複数で徹底してチェックするよう確認し、チェック体制の強化を図った。
鹿児島中央家畜保健衛生所徳之島支所	公用車の物品事故により、損害が発生している。	1 安全運転管理者等研修の実施 各所属の安全運転管理者及び担当職員を対象に「安全運転管理者等研修会」を開催し、公用車の安全運転確保及び交通事故防止の徹底を図ることとした。 2 交通法令講習会等への参加の徹底

		<p>公用車を運転する職員の安全運転及び交通法令講習会の受講の徹底に努めることとした。</p> <p>3 各種会議等における交通事故防止の周知徹底</p> <p>主管課長会議など各種会議の機会を通じ交通事故防止の周知徹底に努めることとした。</p> <p>4 文書による職員への交通事故防止の周知徹底</p> <p>「交通法令の遵守等について」（副知事依命通達）及び「公用車による交通事故等の防止について」（管財課長通知）</p>
土木部建築課	<p>県営住宅使用料の収入未済額は、県全体で前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。</p>	<p>1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現年度・過年度それぞれに「目標徴収率」を設定し、目標達成に努めた。 ・通常の督促に加えて、8月、12月、年度末（出納閉鎖期間を含む。）を滞納整理強化月間と位置づけ、集中的に夜間督促を実施した。 ・毎月、所属別徴収実績を地域振興局等に通知し、徴収状況の進行管理の徹底を図ることとした。 ・連帯保証人に対する入居時の説明を徹底するとともに、3か月以上滞納している入居者からの納付が見込まれないと判断される場合には、連帯保証人に対し、債務保証の履行請求を行うこととした。 ・退去滞納者については、現状を把握の上、債権分類を行い、適正な債権管理に努めるとともに、分類に応じた督促等を行うこととした。 <p>2 文書による関係機関への通知</p> <p>「平成27年度県営住宅使用料に係る収入未済額の解消について」（平成27年11月4日付け住宅政策室長通知）</p>
	<p>最低制限価格の算定誤りにより、落札決定を取り消しているものが複数ある。</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <p>予定価格調書を作成する前に、諸経費等入力について、複数で整合確認を行うこととした。</p>
地域振興局・支庁		
鹿児島地域振興局総務企画部	<p>県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。</p>	<p>1 県税滞納縮減特別対策本部会議の開催</p> <p>総務部長を本部長、各地域振興局及び支庁の総務企画部長等を本部員とする県税滞納縮減特別対策本部会議を開催し、各地域振興局等における前年度の滞納整理実施状況に対する意見交換や本年度における滞納縮減特別対策の方針や実施方法などを決定し、県下一斉給与差押え徴収強化期間による給与等の計画的な差押えなど、滞納縮減特別対策を着実に実施した。</p> <p>2 個人住民税徴収対策連絡会議の開催等</p>
南薩地域振興局総務企画部	<p>県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額と</p>	

	なっている。	
北薩地域振興局 総務企画部	県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	管内各市町村に対し、県税収入未済額の増加等厳しい現状を説明するとともに、滞納縮減対策等について協議し、徴収確保の要請を行った。 また、市町村と共同で事業所訪問等による特別徴収実施の協力要請を行い、個人住民税の徴収率の向上を図ることとした。
始良・伊佐地域 振興局総務企画部	県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	3 業務執行体制の強化 事務処理マニュアル等の活用により、適正かつ効率的な事務処理を図るとともに、県税事務執行状況調査の実施による、業務に係る専門的調査や業務改善に向けた指導助言を充実し、業務執行体制の強化に努めた。
大隅地域振興局 総務企画部	県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	4 共同文書催告の実施 市町村と連名で文書による納税催告を実施した。 5 滞納処分の強化 徹底した財産調査及び勤務先調査に基づき、給与差押え等滞納処分の強化を図った。
大島支庁総務企画部	県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	6 徴税吏員の資質向上 徴税吏員が行うべき財産調査、滞納処分の手法等について、具体的かつ実効性のある滞納整理が行えるよう情報提供を行うとともに、研修の実施など徴収担当の徴税吏員の資質向上に努めた。
鹿児島地域振興局 保健福祉環境部	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。 また、児童福祉費負担金の収入未済額は、前年度より増加（収入歩合は増加）し、多額となっている。	1 文書による関係機関への未収債権対策の周知徹底 「平成27年度定期監査の結果に関する報告における改善等の措置について」（平成27年11月10日付け子ども福祉課長通知）及び「生活保護費返還金に係る収入未済額の解消について」（平成27年4月6日付け保健福祉部長通知） 2 未収債権の解消 「未収債権回収ローラー作戦」を平成27年11月から平成28年2月まで実施し、本庁・出先機関の職員により組織的・集中的に債務者宅を訪問し、口座振替収納の促進や未収発生初期段階での償還督促、債務者の状況に応じた償還計画書の作成や分割納入の指導、貸付決定時における償還への意識高揚の徹底、連帯借受人である子供への指導等を行い、未収債権の解消に努めた。
北薩地域振興局 保健福祉環境部	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。	3 各種会議等における未収債権対策の強化 各種会議等で未収債権の周知を行うとともに、未収債権発生防止に努めるよう説明を行った。
始良・伊佐地域 振興局保健福祉環境部	児童福祉費負担金の収入未済額は、前年度より減少	

	(収入歩合は減少)しているが、依然として多額となっている。	
大隅地域振興局 保健福祉環境部	生活保護費返還金の収入未済額は、前年度より増加(収入歩合は増加)し、多額となっている。	
大島支庁保健福祉環境部	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済額は、前年度より減少(収入歩合は減少)しているが、依然として多額となっている。	
大島支庁徳之島事務所	生活保護費返還金の収入未済額は、前年度より増加(収入歩合は増加)し、多額となっている。	
鹿児島地域振興局建設部	港湾使用料の収入未済額は、前年度より減少(収入歩合は減少)しているが、依然として多額となっている。	<ol style="list-style-type: none"> 1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策 納入状況を毎月確認し、納期が過ぎている未納者に対しては、電話や文書による督促、職員の戸別訪問等を行った。 また、一括納入が困難な者に対しては、分割納入計画書を提出させ、計画的に納入させるとともに、納入がなされない者に対しては許可更新を停止する等、新たな未収債権発生の防止に努めた。 2 会議等における未収債権対策の強化 港湾管理事務担当者会議において、未収債権対策の徹底について、説明を行った。
鹿児島地域振興局建設部	パソコンの物品事故により、損害が発生している。	<ol style="list-style-type: none"> 1 再発防止の対策 物品の適正管理について、細心の注意を払うよう、課内の職員全員に周知を行うとともに、職場研修等で注意を喚起した。
南薩地域振興局 農林水産部	パソコンの物品事故が複数あり、損害が発生している。	
鹿児島地域振興局建設部	交通事故により、公用車等に損害が発生している。	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全運転管理者等研修の実施 各所属の安全運転管理者及び担当職員を対象に「安全運転管理者等研修会」を開催し、公用車の安全運転確保及び交通事故防止の徹底を図ることとした。 2 交通法令講習会等への参加の徹底 公用車を運転する職員の安全運転及び交通
北薩地域振興局 保健福祉環境部	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。	

北薩地域振興局 農林水産部	交通事故により、 公用車等に損害が 発生している。	<p>法令講習会の受講の徹底に努めることとした。</p> <p>3 各種会議等における交通事故防止の周知徹底 主管課補佐会議など各種会議の機会を通じ 交通事故防止の周知徹底に努めることとした。</p> <p>4 文書による職員への交通事故防止の周知徹底 「交通法令の遵守等について」（副知事依 命通達）及び「公用車による交通事故等の防 止について」（管財課長通知）</p>
北薩地域振興局 建設部	交通事故により、 公用車等に損害が 発生している。	
大隅地域振興局 農林水産部	交通事故により、 公用車に損害が発 生している。	
大隅地域振興局 建設部	交通事故が複数 あり、公用車に損 害が発生している。	
熊毛支庁屋久島 事務所	交通事故により、 公用車等に損害が 発生している。	
大島支庁農林水 産部	公用車の物品事 故が複数あり、損 害が発生している。	
南薩地域振興局 建設部	<p>県営住宅使用料 の収入未済額は、 前年度より減少 （収入歩合は減少） しているが、依然 として多額となっ ている。</p>	<p>1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現年度・過年度それぞれに「目標徴収率」を設定し、目標達成に努めた。 ・通常の督促に加えて、8月、12月、年度末（出納閉鎖期間を含む。）を滞納整理強化月間と位置づけ、集中的に夜間督促を実施した。 ・毎月、所属別徴収実績を地域振興局等に通知し、徴収状況の進行管理の徹底を図ることとした。 ・連帯保証人に対する入居時の説明を徹底するとともに、3か月以上滞納している入居者からの納付が見込まれないと判断される場合には、連帯保証人に対し、債務保証の履行請求を行うこととした。 ・退去滞納者については、現状を把握の上、債権分類を行い、適正な債権管理に努めるとともに、分類に応じた督促等を行うこととした。 <p>2 文書による関係機関への通知 「平成27年度県営住宅使用料に係る収入未済額の解消について」（平成27年11月4日付け住宅政策室長通知）</p>
	<p>最低制限価格の 算定誤りにより、 落札決定を取り消 しているものがあ る。</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域振興局建設部長等会議において、積算誤りの防止を図るなど適切な事務処理の徹底を要請した。 ・設計書作成事務チェックリストに基づく確認、精査の徹底を図った。 ・職員の業務遂行能力の向上と入札契約事務の適正な執行を図るため、工事事務担当職員初任者研修、工事事務担当職員一般研修及び設計・積算技術講習会を実施した。

		<ul style="list-style-type: none"> ・類似の誤り防止を目的に作成した「積算誤り事例集」を改訂し、情報の共有化を図った。 ・最低制限価格を作成するときに、印刷する調書にエラー表示が出るようにした。
北薩地域振興局建設部	賃金の不足払い、過払いがある。	1 再発防止の対策 庶務事務システムの入力時の出勤簿との照合確認及び支払結果の再確認については、複数の職員で行うこととした。
始良・伊佐地域振興局建設部	設計額の積算誤りにより、落札決定を取り消しているものがある。	1 再発防止の対策 ・地域振興局建設部長等会議において、積算誤りの防止を図るなど適切な事務処理の徹底を要請した。
大隅地域振興局建設部	設計額の積算誤りにより、落札決定を取り消しているものが複数ある。	<ul style="list-style-type: none"> ・設計書作成事務チェックリストに基づく確認、精査の徹底を図った。 ・職員の業務遂行能力の向上と入札契約事務の適正な執行を図るため、工事事務担当職員初任者研修、工事事務担当職員一般研修及び設計・積算技術講習会を実施した。 ・類似の誤り防止を目的に作成した「積算誤り事例集」を改訂し、情報の共有化を図った。
大隅地域振興局保健福祉環境部	職員旅費の支払漏れがある。	1 再発防止の対策 公用車を使用する場合は、庶務事務システムの入力の際、入力誤りがないよう職員に再度注意喚起を行った。併せて、毎月、庶務事務システムにおける旅費の進捗状況と公用車使用伺簿等との照合を徹底することとした。
大隅地域振興局農林水産部	指名通知書への必要事項の記載漏れにより、落札決定を取り消しているものがある。	1 再発防止の対策 ・入札契約手続運営委員会で使用する「入札参加者推薦資料の推薦理由欄」に分割発注工事である旨を明記するように改善した。 ・指名通知書発送前に工事事務係での確認作業に使用している「電子入札留意事項チェック表」に分割発注項目欄を追加するとともに、工務担当係長の確認欄を設け、二重に確認することとした。 ・再発防止のため、関係職員への周知を徹底した。
大島支庁沖永良部事務所	算定誤りにより、平成25年度の扶助費（生活保護費）を平成26年度に返納させているものがある。	1 再発防止の対策 各担当地区ごとに障害者加算の対象者の名簿を作成し、精神保健福祉手帳等の更新手続が必要な場合は、漏れなく期限の2月前には更新手続を行うよう対象者に指導するとともに、更新状況を確認し必要な変更を漏れなく行い、手帳の写しを添付しケース記録に記入することとした。 また、査察指導員は、名簿に基づき適宜に事務処理が行われているか確認し、さらに精神保健福祉手帳等の写しにより加算の計上の適否を確認することとした。
県立病院局		

県民健康プラザ 鹿屋医療センター	医業外雑収益の 調定が 4 か月遅延 しているものがある。	1 再発防止の対策 再発防止の視点で監督者と企業出納員が確実にチェックを行うほか、病院相互間で実施する自主検査や県立病院課が実施する会計指導・検査においても、適期かつ適正な事務処理がなされているかのチェックを行うこととした。
大島病院	医業未収金は、 前年度より増加 (収入歩合は増加) し、多額となっ ている。	1 未収債権の解消及び発生 の未然防止対策 ・医事窓口担当者と未払患者 に関する情報共有を図り、来 院時に窓口で支払の督促を行 った。 ・医事経営事務補助員による 文書督促、電話督促、訪問督 促を毎日行った。 ・高額な未収とならないよう 、入院患者に対し、限度額認 定証申請や出産一時金の直接 支払制度等の利用を指導した。 ・職員と医事経営事務補助員 による時間内及び夜間督促訪 問を実施した。 ・速やかな請求・収納に努め るとともに、休日等時間外診 療費の預かり金制度の活用な どに引き続き徹底して取り組 むこととした。 ・督促や訪問徴収の強化、支 払能力のある長期未納者に対 する法的措置など、「県立病院 事業未収金対策実施要領」等 に基づく体系的な債権管理・ 債権回収に引き続き取り組む こととした。
	年 4 回実施すべ き自主検査が、3 回実施されてい ない。	1 再発防止の対策 自主検査年間計画に基づき、 確実に自主検査を実施するこ ととした。
	職員手当の不足 払いがある。	1 再発防止の対策 職員手当の認定作業の際に行 っている複数の職員によるチ ェックを徹底することとした。 また、自主検査において、職 員手当支給状況の確認を行う こととした。

公安委員会規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第 7 号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則（昭和29年鹿児島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

本則中「（1月1日から同月3日まで、8月13日から同月15日まで、12月29日から同月31日まで及び毎月の第三日曜日の各日については、1,500円）」及び「（1月1日から同月3日まで、8月13日から同月15日まで、12月29日から同月31日まで及び毎月の第三日曜日の各日については、500円）」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第8号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第18号，別記様式第19号，別記様式第29号及び別記様式第30号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に，「60日」を「3月」に，「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第35号

平成11年3月16日鹿児島県公安委員会告示第11号（風俗営業に係る営業延長許容地域の指定）の一部を次のように改正し，平成28年6月23日から施行する。

平成28年3月25日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

本則中「第4条の2」を「第4条の2第1項」に，「午前1時まで」を「午前零時以後において」に改める。